

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和2年4月13日(月) 午前10時05分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・山下次長・岡本主査
8. 協議事項
4月臨時会本会議(4月13日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前10時05分 閉会 午後1時34分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和2年4月13日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 時間が多少早いようですが、委員会を開始したいと思います。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑については、できるだけ簡潔に行われますよう、お願いします。執行部答弁につきましても、同様をお願いします。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。それでは、議案第 1 号「令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。審査は、第 1 条 歳入歳出予算の補正及び第 2 条 債務負担行為の補正を一括して質疑を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 本会議に引き続きお疲れ様です。予算書ページの説明資料の 1 ページで、予算書が 11 ページです。雇用安定支援事業について何点かお伺いしたいと思います。雇用調整助成金の支援事業費補助金ですかね、これに対することなんですけど、国の制度に対するかさ上げ措置ということで、これかなり使いにくいものと聞いております。書類等が 11 枚とか 12 枚多いように聞いていて、なかなか難しい話を、使い勝手が悪いという話を聞かせていただいています。国のほうからはいろいろ使いやすい制度に変えるという話等、新聞等に載っておりますが、どういうふうなことで変えられて、この事業については考えられておるのか。枚数等に含めて、その話をお願いします。

吉村産業戦略課主幹 国の申請事務の煩雑化につきましては、私どものほうもかなり添付資料におきまして就業規則でございましたり、労使協定でございましたり、必要書類が多いというふうなところはお聞きいたしておるところです。国においても現在申請の簡略化というところは検討されておるやにお聞きはしておりますが、そういった情勢を踏まえまして私どもとしましては、その下に書いております雇用安定支援事業費補助金のほうを創設しまして、特にやはり従業員が少ないところになりますと、国が求める添付資料を、労使協定でありましたり、就業規則でありましたりというものがない事業所が多いというところもお聞きしておりますので、そういった事業所を救うために、その下に記載

の事業であります雇用安定支援事業補助金で対応してまいりたいと考えておるところです。

先野委員 こっちの、長門市独自の雇用安定支援事業のほうで対応したいというのは、これについても、どういうふうな書類というか、1枚、2枚程度になるのか、何枚になるのか、使いやすいような形で考えられておられるのか。この4,200円ですか、1事業あたり。補助上限ということですが、なかなか厳しい部分じゃないかなと私はこういうふうに思いますが、どういうふうに考えられてこういう予算を措置されたのかお伺いします。

吉村産業戦略課主幹 まずは対象の本市における独自事業の申請事務についてでございますが、補助金を交付する以上、最低限のものは出していただく必要がございます。売上の減少が確認できる書類、並びに就業規則がないような事業所につきましても、休業させた非労働者の方を休業させた日を明らかにできるもの等、それに対して休業日に対する給料支払実績、これがあることが必要最低限の書類を求めまして、その他の国における煩雑な処理についてはなるべく簡素化できるように今から制度設計してまいりたいと思っております。それと4,200円でございますけれども、現在国の雇用調整助成金では8,330円の雇用調整助成がございますけれども、現在うちが予算を上げている部分につきましては、最低賃金829円の5時間分を一応支援して、1人あたり4,200円、1日ということにしておりますので、1事業所あたりでいきますと、ひと月あたり上限を60万円というふうな設定をさせていただいたところでございます。

綾城委員 ちょっと1点確認なんですけれども、市内事業者9名以下の。市内の家内労働の方もすごく多いと思うんですけれども、家族経営をされているところとか、代表者以外の家族の方というのがこの雇用調整助成制度を使えるという認識でよろしいですか。給与所得者であれば。

吉村産業戦略課主幹 家族におけるところでございますが、税務署の申告上、青色申告等で対応している方については、今現在制度設計、詳細の制度設計は今からしてまいりますけれども、担当課におきましては対象に含むというふうなところで調整してまいりたいというふうに思っております。

先野委員 予算説明資料が2ページです。予算書が11ページ、市内経済の維持活性化事業新型コロナウイルス感染症に対応した緊急対策、助け合い応援券発行事業についてお伺いしたいのですが、長門市市民助け合い応援券については1億6,568万5,000円なのですが、これというのは世帯かける5,000円ということで考えてよろしいですか。

吉村産業戦略課主幹 世帯かける5,000円と申しますか、対象者につきましては令和2年の4月1日現在で住民基本台帳に登録されている市民ということになりますので、発送につきましては世帯ごとに発送ということになりますけど、

市民というところでご認識をいただきたいところと、人数につきましては現在生活保護受給者を除く 33,137 人が対象になってまいります。

先野委員 三輪委員の方からもるるありました。前回の全協の中でコロナから人を守るため、国からの緊急事態宣言も出て、発令されて緊急対策をやっていくにも関わらず、逆の政策ではないかという話もされたと思います。これはもちろん市内経済の活性化というのも大事ですが、今外に出ることを推進するというのがどうなのかなという思いがあつて。昨日もある方 2 名から、住民の方です。電話が直接ありまして、この対策をするのはどうなんだろうと、本当にこれで市民の命を守れるのか、今外に出るのがどうなのか、こういう話をすごい剣幕で私の方にありました。本当にこれをやっちゃって、5月の連休の多い時にやった場合に、本当にコロナから守れるのかという、感染者が増える恐れがあるんじゃないかという、こういうふうに思われるのは住民、もちろん私も、皆さん思われるんじゃないかと思うんですよね。ほかの話も言われたんですけど、今事業所が何事業所かはっきりわかりませんが、聞いていないので、飲食店が 100 以上あるみたいな話だったと思うんですが、その方に直接このお金を配れば、住民の方に迷惑をこうむることはないんじゃないかと、こういうふうな話もされたんです。これは意見として、住民からの意見として聞いてください。私が思うのは、これ終息宣言が決まってからこういう券を配るのが、少し時期をずらすというのを考えていかれるのが当たり前じゃないかなと、私はこういうふうに考えていますけど、この点についてどのように考えておられるのかお伺いします。

伊藤産業戦略課長 それではまず担当課としてこのたびの事業の制度設計の考え方についてご説明をさせていただきます。先ほど委員さんのご指摘のこともあろうかと思えます。我々担当課としまして、フェーズ、フェーズごとに、どういう対策を打っていったらいいのかということ短い期間ではありましたけども、部課の中で検討させていただいております。まず通常の市内の消費喚起を目的とした商品券の発行事業、これは後のフェーズでやるべきであるであろうと、今回はあくまで助け合い応援券として、特に売上げが減少している特定業種に対して少しでも消費行動を起こしていただけるようにどうしたらいいのかということから制度設計をしております。事業者の皆様から、今は目の前の少しでも消費行動を、1万円でも2万円でも現金をとということも直接、るる私どもの担当課の方にも切実な声をお聞きしているところではございます。よって、5月1日という話は今までもしておりましたけども、それより前に、なるべく市民の手元にその商品券が届いて、助け合いを起こそうと思っていただけること、精神論になって大変申し訳ないとは思っておりますけども、ここを第1に皆様方と一緒に売上減少の企業を助け合うというところをみんなで意識の醸

成を図りましょうというところがございます。ただし、一方で先ほど委員さんからご指摘があったように、かえってコロナの感染が拡大したらまったく意味がございませんので、そこは制度設計のもう一方の方で、応援宣言を行っていただくと、しっかりコロナ対策の拡大を防止する、そういう対策を行っていただいた事業所に対してステッカーを貼って、消費行動を少しでも起こして、防止をしたうえで行ってもらおうということでこの制度設計を担当課としてはさせてもらったところがございます。

江原市長 今、制度設計の話は伊藤課長の方からあったと思いますが、今回政府の方が7日に緊急経済対策をやっておりまして、その中では緊急支援のフェーズとV字回復フェーズに分けてやるという話があって、観光とか運輸業、飲食業、イベント事業者に対する経済活動に対する支援はV字回復フェーズでやっていくということで、当初一緒にされるんじゃないかと思っていたんですが、これがV字回復フェーズへ先延ばしされたという話の中で、じゃあこの長門市が湯本温泉とか飲食業の方々、そういった方々をどう守っていくのかという、それで実際に市民の皆さんの目は飲食店へは向いている方と向いていらない方がいらっちゃって、その向いていらない方がコロナ終息後に食事に行きたいと思った時に、あれ、この店が閉まっていると、この店も閉まっているよというふうに気づかれた時にはもう私は遅いというふうに思っております。ぜひそういったお店が一つでも少ないように、そういった業者が一つでも少ないようにやっぱり国の政策との隙間、つなぎをしっかりとやっかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。本当にこの事業については市民の皆様の中から批判の声が上がるというのも、こちらは行政としてある程度上がるんじゃないかなというのは覚悟の上で何としてでも守っていききたいという、商工会議所、飲食業組合、そういった方々と話してみると、本当に困っていらっしゃることなので、ぜひ国との制度のつなぎとして、これをやって少しでもお役に立てることをやっていききたいということで今回この制度については設計させていただいたところです。

先野委員 つなぎでやっていくという話だったと思います。僕はこれをやめろと言っているわけではないですよ。日にちを少しずらしたらどうかという話をしているんです。いっぺんにやめてしまえというわけでは、もちろん、その経済がお酒も飲みに行けないとか、そういうところに行けないとか言う話も聞いておりますので、それはもちろん経済の活性化は大事ですよ。しかしながら市民の命を守るというのは江原市長が自ら言われている言葉ですよ。それを逆効果のことを言っておられるのは自分じゃないですか。皆さん、僕はそういうふうに思っていると思いますよ。だから、少し日にちをずらして券を配った方がいいんじゃないかと、僕はこういうふうに思っているんです。その点について

もう一度お願いします。

江原市長 先ほどから、今言われたことも十分よく分かります。ですから私もとしましてはこういったものはできるだけ短期間で日にちを設定した方が、効果があるということは充分わかっておりますので、ですが8月末までに使えるように制度設計をしておりますし、そしてあくまで事業者の方がうちはきちんとコロナ対策をしているということを前提としたお店に行ってもらおうということで、お店の方にもそこは十分認識していただくということを、もしお店側も自分が宣言をしてシールを貼ってきてもらって、自分のところからコロナウイルスが発生したらそれはもうそのお店が自分のところがどうなるかというのは十分、世間一般論としてしっかりと対策をされておられると思いますので、それはこれだけ湯本、センザキッチンも他県ナンバーとかそういった車が来ているのでどうウイルスが長門市内に入ってくるかというのは分からないです。それは俵山温泉でも、下関ナンバーがたくさん停まっています。これは分からないんです。だけど、そこはなんとかみんなを守っていきたくと、先日、昨日なんです、あるお店の方と話をしました。私も。そうしたら、同級生がどうだって電話かけてきて、お客が減っていると言ったら同級生が5人まとめて声かけ合って来てくれたとか、普段いつも一人しか食べにこない人が家族揃って来てくれたんだよとか、そういうような本当に涙流れるほどうれしいというふうに、やっぱり言われるお店の方もいらっしゃるわけです。やっぱりそれだけ困っていらっしゃるということだと思いますし、それだけ同級生だったり家族の方、いつもの常連さんが助けようとしていけば、やっぱりこの長門の良さであり、田舎の良さであると私は思っているもので、何とかこれを取り切って飲食業とかホテルの方々とか、そういった方々に来ていただきたいということで、それはもう私は先日の記者会見でも言いましたように、批判はある程度出るのはしょうがないと私は思っておりますので、そこはやらせていただければというふうに思っております。

重村委員 委員の皆さま、執行部の皆さまにお願いをいたします。冒頭に言いましたけれども、質疑・答弁は簡潔明瞭にということで再度お願いしたいと思っております。

先野委員 これに対しても言っても同じ答弁が返ってきます。これに対してももう聞きません。あと2点ほどお聞きします。これ、今いろんな業者さんが困っているということで、いろんなところからそういった話を当然聞いております。この券ですよね。お金が入る時期というのはどの程度。たとえばすぐに対応してあげないとお金が入ってこないとやっぱり皆さん困られるということがありますよね。それについての対応というか、早めにしてあげたいと私はそういうふうにやっておられるんだろうと思うんですが、その点についてどのよう

に考えておられるのかお伺いします。

小林経済観光部長 お買い物券については、これまでもいろいろ取り組んできておまして、金融機関においては毎月3のつく日に、13、23に申請いただいたら数日でお店のほうに、今現金が入るというシステムになっておりますが、今委員さん言われたように、それもちょっと短いスパンでできないかというのは金融機関等と調整をする必要があらうかと思っております。

先野委員 僕ばかりしゃべってもあれなので、これで最後にしますが、この長門市市民助け合い応援券発行事業、第2段を考えておられるのかお伺いします。

小林経済観光部長 国においては先ほど市長の発言にもありましたように、緊急支援フェーズとV字回復フェーズ、2次回復フェーズにおきましては国のGoToキャンペーン、仮称ではございますが、ダイナミックな出勤機を誘導するようなキャンペーンを考えているということで、それに対しまして市においても様々な観光誘致の取り組みを進めるよう、もうすでに市長から準備をするようにという指示を受けておりますし、ただ、今のお買い物券については、じゃあ8月末までの使用でどういった効果が出るのかというのが、そのへんも関係団体ときっちりアンケートをとりまして、その効果を見極めながら次の手を考えてまいりたいと思っております。

田村委員 ちょっとお聞き苦しいかもしれませんが、お許してください。今の第2、第3の支援策ですけども、私はね、これは必要だと思うんですね。いろいろテレビをずっと見てましたけども、この小さな業者さんは日々の売上もさることながら、固定経費、人件費とかあるいは税金、あるいは光熱費とか、そういう光熱費とか固定費が大変と。それが支援がなければ店は潰れると。お客が来る前に潰れてしまうと。本当に経済対策をやるならば、この固定費に対する長門市独自の支援というのはできるのか。先ほどの税力が、力が長門市に入るのか。あるいはやる必要があるのか。やるべきものじゃないのか。このあたりが、僕はかなり政治判断が伴うと思うんですね。私はできるなら、この第2、第3の支援策をぜひやっていただきたいと思うけれども、これは自分の懐との、税力との相談ですからね。政治的判断が必要です。このことについて執行部はどんなふうにお考えか、お尋ねして終わります。

小林経済観光部長 今時点いろんなケース、状況、緊急事態宣言が発令されて、うちの部としては2週間を目途にある程度の動き、終息に向かうのか、延びがどうかするのか、それをしっかり見極める中で、今言われた次のどういった手が打てるのかという、国の納税の猶予であったり、固定資産税の減免、免除であったり、そういった制度と市ができる制度、それを重ね合わせて市内の経済に事業所等にももちろん財政のことを頭に入れながら取り組む必要がある

と思います。そのへんをきっちり担当部のほうで検討をしてみたいと思っています。

重廣委員 助け合い応援券確保事業は良いことだと思うんですが、先ほど先野委員も言っておられました期間については再考すべきではないかと私は思います。2点ほど伺います。まず全協のときにも説明がありました、登録店舗ステッカーというのが配布されるとありますよね。配布されるときに事前に店舗が確実に店舗総額の宣言数として5つございますよね。従業員の権能とかアルコール使用ですか、三密の対策等がありますけど、それを市の職員さんは確認されたうえでステッカーを配布されるのか、それとも独自に私どもは宣言いたしませんと言って、現地を確認せずにステッカーを渡すのか、その渡し方ですよね。その方法について説明していただきたいと思います。

小林経済観光部長 今市内の対象店舗、申請されるところも多くございましょうが、今164店舗、今うちの拾っている店舗数がございます。このうち、今の5つの条件、その全部を回るのが一番ベストではありますが、その前提として市としてきっちり事業所も含めて、市民も含めて感染予防の大きな周知とかお願いを市のほうから再度したうえで、できれば回る必要があるかと思っていますが、たとえば観光団体、料飲組合、そのへんで確認というか意思統一をお願いするという、ちょっとそのへんがスケジュール的に間に合うか検討させていただきたいと思います。

重廣委員 期間的に私はその164店舗全て回るというのが不可能ではないかと考えているんですよ。保健所的に全部確認したうえでステッカーを貼る。逆にもし万が一のこと、そこから感染者が発生いたしますと、ステッカーが貼ってあるほに何で発生するんか、そのステッカーはどこが配布したのか、市が確認して配布したのではないか、そういう問題が出るのではないかというふうに私はこの期間であれば大変心配します。それともう1点、これは小さな子どもさんからお年寄りまで先ほど台帳に記載されている住民の方に、一人5,000円ですか、渡されるというふうにありましたが、譲渡ができるものかどうか。それで土日いろいろな話がありまして、俺は5月1日から行きやあせんと。終息宣言が出てから使うという方もおられましたけど、私の名前たとえばその券を5,000円をいただいたのを隣の方に、私は使わんからどうぞというような譲渡ができる券なのかどうかというのを確認したいと思います。

小林経済観光部長 難しい質問ではございますが、今までお買い物券についてはどこで使われたか、誰が使われたかというのは署名するものではございませんので、それについてはこちらのほうで縛るものではないというふうに思っております。

林委員 先ほどの説明、それから4月10日の全員協議会での、政策的な意図と

いうのはよくわかりました。その政策的な意図を具現化していく、つまりこの予算執行を通じて使用していただく。これは使用していただかないと政策効果が上がらないということですよね、要するに。これを今見ますと、たとえば、先ほど市長もおっしゃいましたけど、たとえばホテルや旅館とか、料飲組合から要望が出ている飲食店を主に使用してほしいと。できれば。それを誘導していくんだということなんですけど、たとえば 5,000 円券を代行というのは何となくわかりますよね、イメージ的に。夜出かけて行ってお酒を飲まれて代行を使う。そのときにこの券を行使していく。たとえば高齢者の方が単純に飲食店とか宿泊を伴わない、単なる移動手段として使われる可能性もあるわけです。タクシーだから。そうすると今市内を持っているその政策に誘導していくというのはなかなか難しいじゃないだろうかというふうに思うわけです。そのたりのご見解をお尋ねします。

小林経済観光部長 タクシー業界のほうに使うのはどうかという質問でよろしいですかね。この予算を立てるときに、観光関連産業の定義をどうするのかというのを内部で決めさせていただきました。その中でやはりタクシー運輸、タクシーのほうも入れるべきであろうということですからこういう判断をさせていただいたところでございます。

江原市長 この業種につきましては、商工会議所さんからぜひ入れてほしいという業種はここにあって、じゃあどこを入れなくていいかということについては当然商工会議所さんですから、どこを入れなくていいという話はされないんですけども、ぜひ入れてほしいという、本当に困っていると。困っているというところはここにある、ホテル、宿泊、飲食、旅行代理店、そしてタクシー、代行、そういったところは本当に困っているという話はあるってこれを入れているということです。

林委員 ちょっと私の質問に全く答えていない。要するに、政策的な意図としては本当に 1 日でも早く飲食店であるとか、来客数が減っている飲食店であるとか宿泊、ホテル、旅館であるとか、そういうところに誘導していくための一つの券であって、それを誘導するための手段の一つとして代行であるとかタクシーを使うということにしか読めないんですよ。従って、単純にそこに誘導しなければ、ただ単純に交通手段の一つとして今公共交通が脆弱ですからね。移動手段の一つとしてタクシーとかが使われてしまうと、行政が意図する政策には結びつかないものではないかという気はするわけなんです。そのあたりの見解を聞いているんです。

江原市長 今のご質問、先ほどずれていたということなんですけども、実際本当にタクシー業者さんも乗る人が本当に減っていて、もう売上が上がっていないという中で、困っていらっしゃるということで、私はご高齢の方が病院とか

に行くときに使われても、それはもう良い話ではないかなというふうに、政策目標とは別に狂っていないとは私は思っているんですけども。

林委員 ちょっと最初の説明だと、困っているのを、お客さんが来ないのを困っているところにこれを出すから、それをそこにいくための一つの手段として交通券というか、タクシーとか使われたりとか帰りは代行という形でこれを出してきたのかなと。だからものすごい業種が絞られているし、というふうに私はとったわけです。この話はあまりしても、それ以上出てこない。ただ、今市長のご答弁だと、この券は交通手段にを使って、単純にそういうところに行かなくても、病院とか買い物とかに使われても良いということだと思います。今のご答弁。それともう一つ、先ほどから議論になっていますけど、使用期限の開始日についてなんですけども、市長は1日でも早く市民の手元にこれを届けて、1日も早く使ってもらいたいと。だから僕は1日から言いながら8月末まで使えますよというのは、何となく政策的にも矛盾しているし、1日でも早いほうがいいのか、期間を長くにとって除々に使ってもらえればいいのか、そのあたりがはっきりしていないというのがちょっと思う。今のフェーズは変わっていますよ、明らかに。11日の日に安倍首相が接客を伴う飲食には自粛をしてほしいと、これは都道府県知事を通じて緊急事態宣言の発令地域以外にも、知事を通じて自粛要請している中で、5月1日からどうぞ、早く使ってください、1日でも早くいかないと、店がやれませんかというのとは間違ったアナウンスをするんじゃないかと、市民に。そういうところを私は懸念しているわけです。だから今の国の状況を見ながら政策を打つときに、効果的な政策を打たなきゃいけない、こういうお金を使うときは。財政調整基金を取り崩して使っているわけだから。その政策がちゃんとした意図に沿って使用されないと意味がない。そのあたりちょっとお考えをお尋ねしたいです。

江原市長 何度も申しているように、当然現在の今の長門市の状況でもう5月1日からやりたいという話をさせていただいているわけでございまして、これが本当に全く長門市でも5人、10人新型コロナが発生してきたという状況だと、当然それはもうまた全然長門市のフェーズが違うわけですから、それは考えるべきだと思うんですが、今の状態だということを前提にすると、私はできるだけ早く届けて、それで今言われたところは接客を伴うお店の話だと思うんですけども、それ以外のところでも使えるわけですから、これは。当然ですね。一般の飲食店及びタクシー、代行、旅行代理店、宿泊施設使えるわけですから、そこは8月末までの間を見ていただいて、使いたいところでしつかり使っていただくということだと認識しているところでございます。

林委員 ますますわかりませんが、今回、本当に率直に言いますと、今市内経済は確かに停滞していますよ。けれども消費行動が起きないのは極端に

言えばお金がないからじゃなくて、そういう自粛要請に基づく消費マインドが冷えているからお店に行かないだけなんです。だからこの助け合い券を配ったとしてもなかなか5月1日からさあ行こうとかということにはなかなか、極端にいくと今の段階ではならないんじゃないだろうかというのが私の見解です。ちょっと別の角度から1点だけいきますね。この券の、今市長はまさにこの券は割と業種は限られているけど自由裁量に任されている。使う側の。ある意味ですね。移動手段にも使って良いんだと。単なる。ということをおっしゃいました。この券は何か使用条件というのはあるんですか。単純に5,000円券、500円券×10枚。金券と同じ感覚で良いんですか。イコール。それとも何か条件があるんですか。これを使うときに。

小林経済観光部長 特に条件はつけておりません。

林委員 じゃあこれでこの問題は置きます。これはですね、確かに店舗の登録の宣言というのは大事だと思います。ただ一番やっぱり皆さんがおそらく懸念されているのはお客さんについてはどうなんだろうと。実は店舗で感染が確認されている一つとして、いわゆる従業員が移されるというのは、感染リスクを負った人がお店に来店されるという事例があるわけですよ。だから、水際で止めないとお店が感染店舗になっちゃう可能性だって無きにしも非ずだから、市民に対してこれはやる時には私は十分な、お店以上に十分なリスク管理をしていただくように言わないといけないんじゃないかなというふうに思っているんですけど、そのあたり。ここにはそういうことはあんまり書かれていないので、ちょっとそのへんのところも政策として打つときには同時並行でやらなきゃいけないから、そのあたりの考えを。

小林経済観光部長 そのあたりを今、観光関連の団体に先日金曜日ですけど、説明をさせていただいたときに、長門市全体として店の受け入れのときの対応について、ある程度のマニュアルを示していただくと、長門市がこういう取り組みで感染予防しているよというのを、一つ一つの事業所にゆだねるのではなくて、市全体として統一してほしいという要望も出されておりますので、対策本部と協議しながら、そのへんを全事業所に対して周知徹底していく必要があると思っております。

江原市長 今のお話なんですけども、私も今市民に配布するチケットの見本をデザイン案を見せていただいたんですが、そこにはきちんとお店に行くときには三密を避けるような対策で、対応でききちんとやってほしいというのを記入する形でお配りさせていただきたいと思っておりますので、しっかりと行く側もそういう気持ちで行ってほしいということでございます。

岩藤委員 ちょっとお尋ねなんですけど、助け合い応援券はステッカーが貼ってあるお店のみ使えるという認識でよろしいんですか。

小林経済観光部長 そのとおりでございます。

田村委員 林さんの意見の続きですけども、使用期日の問題。5月1日、執行部は絶対に譲れないのか。今ね、やっぱり仮に5月6日と、一つの目途としてやっているわけですよ。5月6日までを目途として、そして前回の議会の話の中でも、なぜここかということならば認められるというけども、にも関わらず、執行部は何が何でも1日と言われることにこの問題が難しくなっている。私は、今の皆さんの意見からして、やっぱりピークを過ぎればどうか、5月6日まで見て6日以降の使用にするとという情報は執行部でできないものかどうか。その検討は全くされないのか。その点をお尋ねいたします。

江原市長 先ほども言ったと思いますが、現在の長門市の状況であれば5月1日までに配りたいということでお話をさせていただきまして、これからまた当然毎日毎日状況は変わろうと思います。それで、先ほども言いましたように、長門市で新型コロナが蔓延するとか5人とか10人とか出てくるとか、いろいろフェーズが変わってくれば当然検討をせざるを得ないというふうには思っております。

三輪委員 あのね、長門市民を新型コロナウイルスの感染症から守らなければならない。その観点があなた抜けておるんじゃないですか。これが一番あなたに課せられた一番重大な責務と。コロナウイルスから長門市民の生命を守らんにゃいけんわけです。国は7割、8割人との接触を避けてくれと。そうすれば山を低く抑えられ、終息が早く迎えられると。そういうふうに国は言っているわけです。密を作る状況を抑えてくれと。総理は接待を伴う飲食の自粛も7都道府県以外も自粛してくれと要請して、新型コロナウイルスに対する危機感が今まで聞いておると、全く足りないと思うんです。これはどんなに恐ろしい感染症なのか、もし先ほど言われました長門市民の温情のあだになって、そこで集団感染が発生した場合、長門市の医療体制はどうなんですか。これをお聞きします。

江原市長 今、三輪議員のお話ですが、危機感が足りないという話がありましたけれども、そこは大変申し訳ございませんが、本当に毎日、毎日、県の保健所から長門に発生していないかという話を、連絡が来るんじゃないかと毎日、担当を含めて冷や冷やしている状況でございます、1人たりとも出さないと、それは言ったとおり、これは総理、県知事を含めて各自治体の長も含めて、みんな同じだと思います。それは本当に出してはいけないんですよ。けれども、逆に先ほども言いましたように、コロナウイルスが終息したときに、あの店も閉まっていた、この店も閉まっていた、あの店も終わっているよねというような状況では、これは困るんです。それは温情が仇になる、それはもう言われるとおりです。さっき私が言った、友達ももっていたら、それはそのお店のマス

ターとか従業員の方はかかったかも知れない。それはもう水際でコロナウイルスをやるのであれば、もう湯本温泉にもセンザキッチンにも、市外からのナンバー、はっきり言って入れさせないというのが一番だと思います。でもそうはできないです。それはお願いベースで国もやっていますし、県もやっていますし、それは強制ができる部分とできない部分があるわけですね。（「医療体制についてはどうなかと聞いているんです」と呼ぶ者あり）医療体制については、これはちょっと今私たちの権限では言えないところがございますので、そこは私たちの範囲じゃないので、ちょっとここでは言えないところがございます。

重村委員長 質疑を受ける前に、改めて、委員会でございます。簡潔明瞭な質疑、そしてそれに対する的確な明解な答弁をお願いしたいと思います。それではどうぞ。

三輪委員 あのね、医療体制が長門市がきちんと整っていますから、その点は大丈夫ですからこの政策をしますというなら分かりますよ。医療体制のことはここでは言えませんって…じゃあ本当に、いつ誰がどこでかかるか分からない。でも今我々がしなければいけない、長門市がしなければいけないというのは、まだ1名も新型コロナ感染症者が出ていないまちだからこそ、その出る可能性があるようなことを一つずつ潰していかにやいけんわけです。それで長門市民をコロナウイルスから守れるわけですよ。それでちょっともう1回、じゃあ長門市から新型コロナウイルス感染者が出たと、お店から集団感染があつて、数名のコロナ感染者が一気に出たと。その場合は長門市の医療体制というのはきちんと機能するのかどうか。教えてください。

江原市長 そこは私どももお聞きしているところもありますけれども、そこはちょっと今、私どもの権限では言えるところではないので、この場では申し上げることはできません。

三輪委員 この緊急経済対策は決して私は否定するものじゃないです。大いにやらんやいけん。ただ、時期ですね。やはり今のことを医療体制がどうなのかというのをきちんとやっぱりクリアしたうえでこれをやられるならまだ分かりますよ。でもどうしても5月1日にあなたがこだわられる理由は私にはさっぱり分からん。印刷を24日までにして、市の職員を総動員して袋詰めして郵送すると。ただそこでは7割8割人との接触が守られていない。密をあえて作る状態になると。全く国の政策と相反することをやられるわけですよ。その点どうなんですか。

江原市長 この政策が相反すると、それを言われるとそうだと思いますが、限りなくそれをリスクを少なくするような対策をとりながらご協力をいただきたいということでございます。これをしなかったらそれはしないで良ければそのとおりだと思うんですけど、でもそういうことじゃないんです。これは。だか

ら時期がね、時期をたとえば1週間延ばすとか、そういうことでは…5月1日が、ゴールデンウィーク、だから先ほども言いましたように、基本的に帰省とかそういう方々は長門に来られる方々、市民の方々がお友達が来られる、ご家族が帰ってこられる、そういうのはできるだけ、これはもう政府も言っていますし、県知事も言っていますように、できるだけお断りしていただく中で、観光客がそれはどつと来るかもしれません。それはもうしょうがないところです。ですがそこは、三密にならない状況の中で、8月末まで使える券を市民の方々に使って、助けていただきたいということでございます。

中平委員 簡潔に2点ほど。市長は説明で商工会議所と商工会、料飲組合、旅館組合、観光コンベンション協会等から要望を受けられたと。この要望も3日前の全協ではなるべく早く、そのなるべく早くのところでもニュアンス的に、各業界の方々が1日でも早くとか、そういうニュアンスで、人によっては1日、2日で潰れる店はないということもありますが、僕はやっぱり6日なんかも、時間が違ふと倒産するような店もあると思いますが、そのへんの点と、助け合い発行券事業のチラシを印刷製本費ですが、これはもちろん市内の業者に発注するという考えでよろしいでしょうか。以上2点お願いします。

伊藤産業戦略課長 では私のほうからまず、印刷については市内業者で発注を予定しております。

江原市長 じゃあ簡潔に。各業界団体さんからは、別に5月1日という話ではなく、可及的速やかにできるだけ早く対応してほしいと。はっきりと今すぐにも対応してほしいという話の中で、私どもが発行スケジュールを検討した中で5月1日なら発行できるということで5月1日というのをターゲットに発行したいということを決めたということです。日にち自体は行政側から提案しているということにはなりますけれども、各団体さんからは可及的速やかにすぐにもというお話でございます。

早川委員 10日の全協のあと、私自身もあちこちお店のほう、業者のほうにお聞きしまして、なるべく早くと言っていたのはもう、時期が遅いと。なるべく早くというのはもっと前に、今の状態は当然一昨日、首相のほうから7都県に対して接客をというような業者に対しては自粛をというところも出ましたけれども、今時点、来る人も少ないと。来られてもお店の従業員をここに、市内経済の維持活性化支援の維持のほうで言いますね。お店の従業員を守ることもままならない状態だと。このときにやっぱり一部では、やっぱり閉塞感が漂うこの商品券、今長門市の中では嬉しいという半面、どうして良いか、この商品券をどうしていいかという業者さんも多くなっています。もしあれだったら、もう三密というのは今の経営されている業者さんはみんなやっつけやっつけです。ビクビクしながらやっているという状態らしいです。本来ならばマスクや

消毒液も少ないと。そこの支援もしてほしい、今田村委員が言われましたように、固定費や家賃も今だったら商品券ではなくて、家賃や税金等の支援のほうをお願いしたいという声が多かったです。今お聞きしたいのは、たとえば商品券を出されて三密も対応します、ステッカーも申請します、その感染が出たときには、この責任はどこにあるのか。市がステッカーを発行した市なのか、当然業者なのか。でも業者というのは自分たちが一生懸命やってもお客さんが持ってこられることもある。元々持っていらっしゃる方が来られることもある。そのあとの感染が出たあとの風評被害や事業継続のための施策とか支援というのは、想定されているのでしょうか、市長。

江原市長 今のご質問でございますが、実際早いか遅いかというところから言うと、実際困られている方が、日々の、日常の日銭に困られている方がたくさんいらっしゃるので、そこはそうだというふうに思います。あともう一つは、税金面については国の方が今回の経済対策の中でやっております、あと逆に言うと家賃とかそういったところを直接、話の中でも政府のほうで、規模において100万円、200万円というのを出してきている。それが早いか遅いかというのはあるんですけども、出してきているという話の中で、逆にそこを市のふところ具合の中で手を付けてやっていくと、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなというところがあります。あともう一つ、もしその中で起こってしまったらというお話ですけども、これは先ほども言いましたように、今実際、センザキッチンとか湯本とかいろんなところに他県ナンバーが入り込んでおりますし、温泉にも、日帰り温泉にも下関ナンバーや他県ナンバーも来ている状況の中で、実際どこでいつ起こるか分からないという中で、それを全部、幹線網ですから、それを全部排除していけば本当にできる可能性も高くなってくるとは思いますが、先ほども言いましたように、経済活動を止めることもなかなか難しいという話の中で、起きてしまった時にだれが責任を取るんだということなんですけども、それは当然行政にもある程度の責任はあるでしょうし、いろいろなパターンで、例えば岩国のように東京から戻ってきて、福岡から息子さんが戻ってきて、子どもさんが戻ってきて、その息子さんがかかっている、広めるというようなケースもあろうかと思えます。そういったケースは親御さんにもある程度あろうかと思えますし、そこはだれに責任がある、私ども行政にも注意喚起をそこまで徹底できなかった行政も当然、責任はあるというふうに思いますが、そこはケースバイケースもあるというふうに思っております。そしてその対策、風評被害とかの対策について、そこはなかなか、これは限りなく風評にならないようにしていけないといけないというところは思っております。ただ、下松ですかね、あったようにどこのお店で、どこの会社でそういうのが出たとか出なかったとかを公表してほしいという市民の意見もたくさん

ありますので、そこはあえて会社の方も名前を出されている、そういうところもあるので、そこはやはりなかなか一つのパターンに当てはめていくというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。答えになっていないかもしれませんが、そういうことだと私は思っております。

重村委員長 ここで委員の皆さんにお諮りしたいと思います。今助け合い応援発行事業について議論になっておりますけれども、大切な議案でございます。委員の皆さまも1回ここで休憩をとりますので、頭の中を整理していただき、簡潔明瞭な質疑をご準備していただきたい。また、執行部の皆さんもそれに対する的確な答弁をお願いしたいと思いますので、暫時休憩を取りたいと思います。再開を20分からにしたいと思います。

— 休憩 11:10 —

— 再開 11:20 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。会議を始めるにあたりまして委員長からのお願いを申し上げます。まず、今、助け合い応援券発行事業について、長い議論がされておりますけれども、まず委員の皆さまには、この券発行に対しての明確な、関連して、コロナ全体のところに質疑が及んでおりますので、この券の発行事業に関してというところで絞って、まず質疑をしていただいたらというふうに思います。それから執行部の皆さまも今、答弁のほうで長くなっており、そしてなおかつ内容が答弁として相応しくない状況でございます。簡潔明瞭に質疑に対して的確な答弁を心がけていただいたらというふうに思います。それでは再開させていただきます。関連する質疑ございませんか。

綾城委員 発行期日についてはいろいろ、縷々、出ているのでそこはもう割愛させていただきます。まず応援券を発行するにあたって偽造防止というのはどのような、偽造防止はどのような対策を取られているのか。

吉村産業戦略課主幹 現在、印刷業者のほうと議論をしているところですが、今まで商品券でありますと、ホログラムの入ったしっかりとした態様の用紙になっておりますけれども、今回緊急を要して急ぎで今印刷をお願いしたいところから、複写禁止の紙を使って偽造防止対策は施すというふうなところになりますので、コピーを取ったら、うちの総合窓口とかでやっている複写禁止の特殊の紙がございますけれども、そちらのほうで印刷をお願いするようにしております。

綾城委員 それは、じゃあ従来ある偽造防止の、それと同程度の効果を持つというふうな認識でよろしいですか。

吉村産業戦略課主幹 ホログラムの入った用紙でありますと、立体的に見たと

きにもかなりやっぱり造幣と言いますか、お札とかと同じくらいの紙になってくるわけなんですけども、そこまではできない、コピーをして禁止をすることを禁じるという紙というところがございます。

綾城委員 分かりました。時間がないから、そういった対策をとっていくということですね。続いて、今、飲食店さんは店舗でお客様にお越しいただいてサービスをするというところがやっぱり、クラスターの発生源にもなりたくないしというところで、店舗を閉めて、例えばデリバリー、要は仕出しですね。というところで一時を繋いでいきたいということも大きいんじゃないかなと、声が多いんだろうなというふうに思いますけれども、この商品券というのは、そういったところも使えるということで。店舗では営業はしていないけれども、宅配をすると。この宅配に対して、この商品券が使えるかどうかというところをお尋ねいたします。

吉村産業戦略課主幹 登録された事業所において、そのような対応を取られる部分については使用ができるというふうな制度設計にしたいと考えております。

江原市長 休憩前からいろいろと発行期日とかそういったものについてご議論がありまして、休憩中にいろいろとこちらで打ち合わせて、ちょっと使用期日については検討させていただきます。そして安倍総理が言われている、接客を伴うというところについては、それを禁止するというのではなくて、それを注意喚起する文言も入れさせていただくということで対応させていただくということで、どうかなというところです。

重村委員長 江原市長、ちょっと確認ですが、ただ今のご発言は、執行部のほうとして、そのあたりを協議するために休憩と言いますか、時間が必要だということですか。それとも全くそういうのは必要ない、このまま委員会を続行してよろしいということですか。

江原市長 今後、検討するということですので、このまま続行していただいて結構です。

重村委員長 分かりました。

綾城委員 今の答弁だと、その5月1日に開始されるというところにはこだわらないと。検討していくという答弁だったと思うんですけども、そうすれば、例えば先ほどからおっしゃっていた市が、例えば事業者さんが市として統一した感染予防対策のような統一したマニュアル的なものを作ってほしいとか、例えば今、時間がないから偽造防止も、コピーができないような対応までは一応すると。完璧なものではないというところも、そういったところも対策は合わせてできると思うんですよね。そのへん一緒に検討して、使える期日を変えるのであれば、それは印刷も当然遅らせても、それは問題ないわけです。そのへんの対応もしっかりしていただけたらと。

江原市長 大変申し訳ございませんが、皆さんもご存知のように、延ばすと言っても、そこはゴールデンウィークの最中でございますので、あくまでも作業はその前に終わらせておかないと、またゴールデンウィーク、職員に出てこいという話にもなりますので、偽造防止とかの、今あまりイメージされていないと思うんですが、印鑑届とかああいうものをコピーすると文字が出てきていろいろありますよね。ああいう用紙でやるというイメージです。ですから、発送作業自体は特に変えるつもりはないです。今のスケジュール感でやっていきたいというふうに思っています。あくまでも使用期日について今後検討しますというお話でございます。

重村委員長 議事をちょっと整理させていただきます。委員会として。ただ今、執行部、江原市長のほうに再度ご確認をいたしますけれども、5月1日の発行日、これを変更する余地はあるというご答弁でよろしゅうございますか。それによって委員会としても質疑が出てくると思いますので。明確にお願いいたします。

江原市長 先ほどありましたように、発行日ではなくて使用可能日を5月1日とするところを検討するというところでございます。

重村委員長 答弁の訂正があったというふうに理解をいたします。委員会で5月1日からの使用日を変更する可能性は持っているという市長の答弁です。これによりまして、委員会として確認をしておかないといけないところの質疑がありましたらまずお受けしたいと思えます。ご質疑をどうぞ。

長尾委員 そしたら使用期限は変えてもいいということですけど、これはいつになるほですか。やった場合は。ただ漠然とこれを、これじゃないですよ。これが変更になるということですかね、議案の。どうでしょうか。

江原市長 すみません、ちょっと細かい日にちの話になりましたので、一旦、休憩していただければありがたいなと思えます。

林委員 議会のこの委員会の議決科目は款と項なので、説明費目の執行科目については議決対象ではないので、私は今の市長が、この使用期日について検討されるというのは、言質が取れましたのでは、それはそれで私は良いと思えます。じゃないと執行科目について、もちろんそれは議決の参考にはなりませんけれども、ここで我々のほうからいつという、またフェーズも日々変わりますので、それに応じておそらく対応されるんではないかというふうに。ただ分かったのは、5月1日からではないということだけは今、私は確認したと思っています。

長尾委員 やはりこれは資料と言いますか、付属したものですから、一体的なものと思えますよ。この議案と。だからそりゃあ、ある程度決めちよつてもらわんと判断ができかねますよね。私はそう思いますが。

小林経済観光部長 今、予算説明書のほうでお示ししているのが対象者、対象

店舗で、こういったものでいくか、使用期間。ただここで使用期間、今お示ししているのが5月1日から8月31日。この5月1日について今、市長の答弁がありましたように、ちょっと内部で検討させていただきたいということでご了解をいただければと思います。

長尾委員 いや、私はここでやっぱりはっきりしたほうがいいと思います。休憩なら休憩をとって、改めてやり変えたらどうですか。

小林経済観光部長 この辺もその1日をいつにするのか、変更後いろいろ関係団体等もいろいろ意見を聞きながら、林委員が言われたようにフェーズを確認しながら検討する必要がございますので、ちょっとここでの答弁は控えさせていただきます。

長尾委員 関係団体っていうけど、議案は市が出すんでしょ。だからそのとき休憩をもう取ってから、もう1回話を詰めてからきちんとしたものを出してもらいたいと思いますけど。

重村委員長 この点について、執行部から答弁は。

江原市長 それではちょっと一旦、休憩を取らせていただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

重村委員長 委員長として発言をさせていただきます。ただ今、この案件に関しては、使用日の開始日が5月1日ということが議論の焦点になっているかと思えます。林委員からもご指摘がございましたけれども、ここで暫時休憩を取りまして、暫定的な使用日の変更、これについて執行部のほうで検討を加えていただいて再開したいというふうに思います。それでは休憩時間が少し必要と思えますので、午後の再開を13時からにしたいと思えます。それでは、暫時休憩をとります。

— 休憩 11 : 33 —

— 再開 13 : 00 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。休憩前の長尾委員からの質疑に対しまして、執行部の答弁を求めます。

江原市長 午前中、長尾議員からありました応援券の使用開始日に関するご質疑にお答えさせていただきます。私といたしましては、午前中、この本会議でいただいたご意見並びに本事業の趣旨をしっかりと踏まえまして、応援券の使用開始日につきましては、当初予定しておりました5月1日に使用開始ということにこだわらず、再度検討させていただきたいということで、補正予算案に何とぞご理解をいただければということをお願い申し上げる次第であります。どうぞよろしくお願いたします。

長尾委員 日付はそしたら、分からないということですか。どうなんですかね。

江原市長 今日のところは、5月1日使用開始にこだわらず検討させていただくということでご理解いただければというふうに思います。

長尾委員 これで最後にしたいと思いますが、こだわらんということは、5月1日も入るということですね。その点、だからはっきりとしてもらいたいんですよ。

江原市長 5月1日はないということでご理解いただければと思います。

重村委員長 ただ今、市民助け合い応援券発行事業についてご質疑を賜わっています。関連がございましたらお受けいたします。関連はよろしいですか。ないようでしたら他の質疑をお受けします。

先野委員 説明書の2ページです。「新型コロナウイルス感染症対応支援事業」について、500万円と予算が出ていますが、これの算出根拠についてお伺いします。

吉村産業戦略課主幹 現在この事業につきましては、1事業者あたり50万円、連合体5者以上で共同して行う場合は300万円を上限に制度設計を行いたいと考えておまして、予算につきましては、50万円の補助上限額を4事業所、300万円を1団体というところで500万円の算出としておるところでございます。

先野委員 やりたい方が増えるという可能性も、この事業についてはあると思います。それについての対応についてお伺いします。

吉村産業戦略課主幹 現在担当課が考えている制度設計としましては、予算の範囲内においてというふうなところで考えておりますので、ただ条件が50万円、300万円とともにしておりますので、それまでいかないというところと、事業者によってはもっと少ない良い額でというところも対応可能かなと思っています。予算の範囲内でできる限りの支援をしまして、反応がかなり多いようであれば改めて補正の協議というところになってくるところでございます。

綾城委員 これはコロナ対策ということで期間を設けられているのかということをお尋ねします。

吉村産業戦略課主幹 現在のところ期間のほうは年度内であればということでは設けておりません。

綾城委員 コロナ対策ということで、ある程度スピードが求められるもの、補助を出していくまでにスピードが求められると思いますけど、審査とかそのあたりはどのようにされるのかお尋ねします。

吉村産業戦略課主幹 申請の事務手続きにつきましては、申請事業者並びに共同体のほうから事業計画書並びに、必要経費の予算書を提出していただきまして、市のほうで速やかに審査をし、交付決定を打ってまいりたいと考えているところです。

重村委員長 関連ございませんか。改めて、本日の補正予算に対するご質疑がありましたら受けたいと思います。

林委員 歳入歳出補正予算事項別明細書 11 ページの商工振興費に計上されております「中小企業経営安定資金融資保証料補助金」1,200 万円、この積算根拠についてお尋ねしたいと思います。

吉村産業戦略課主幹 現在、この中小企業経営安定資金融資保証制度につきましては、1,000 万円の認定資金というところでいっております。過去の実績等をもとに 1,000 万円借り入れた場合も保証料の額というものを、だいたい 20 万円と想定しております、1 ヶ月 20 事業者、6 月 30 日までの限定措置となりまして、4 月、5 月、6 月の 3 ヶ月間で 60 事業者を想定した予算の算定根拠でございます。

林委員 次いきますね。今のところと若干関係があるんですけども、歳入歳出補正予算事項別明細書の 12 ページの債務負担行為の中小企業経営安定資金の利子補給の追加補正についてお尋ねいたします。私は 3 月 10 日に税務課、当時の商工水産課にコロナ対策に関するヒアリングというのを行わせていただきました。当時の担当課の認識というのは、利子補給については考えていないというような説明でした。こうした状況から、先月の 23 日の 3 月定例会最終日に新型コロナウイルス感染症に関する決議が可決されて、合わせて総務民生委員会のメンバーで各事業所等への聞き取り調査を踏まえて利子補給等、具体的な要望書を市長あてに提出をしておりますけど、利子補給についての認識というのはどのあたりで変化したのかお尋ねいたします。

江原市長 この中小企業経営安定資金利子補給の利子補給のところについてというご質問なんですけど、これは実際、国のほうが無利息・無保証の制度を作っております、そしてまた、今度新聞報道等で国が一般の民間金融機関を通じて無利子・無保証の制度を作るというお話がありました。それで、そちらをしっかりと金額的には申し分ない金額ですので、そっちを使っただけならばというふうに思っていたところでございますけれども、実際新しい民間金融機関の無利子・無保証制度については 5 月中旬以降くらいの動きになりそうだという、実際に予算が通って執行されるのかということもありまして、それまでの繋ぎとしまして、しっかりと、やっぱり同じような制度でやっていかないといけないということで無利息にしたというところでございます。期間も一応 10 年ということにしたというところでございます。

林委員 市長じゃなくて、ちょっと担当課のほうに。あなたに聞いているからあなたに答えてほしいんですけども、当時 3 月 17 日から 6 月 30 日までに実施された長門市中小企業経営安定資金融資保証制度の創設というのがありまして、信用保証料の全額補助と貸付事業所の要件範囲の拡充というのがありました。

そのときには融資利率 1.5%、これについて、この予算自体は現計予算、令和元年度の現計予算に対応できるからと言って、そのときにはこの利息の 1.5%というのは今事業者に聞き取りをすると、なかなか大変だから萩市さんがやっているような無利息ということにはできないかと言ったときに、今はちょっと考えていないと言っていましたから、今回あなたが経済対策をする認識というのはいつ変わったのかということを知っているわけです。

伊藤産業戦略課長 私自身は 4 月 1 日からの異動でということでありましたけど、きちんと前任者からはしっかりそのへの引き継ぎは受けておりますけども、やっぱり、先ほどちょっと申し上げましたけど、やっぱりフェーズ・フェーズにおいての特効薬は何かというときですね。やっぱり一番は国において、東京都など 7 都道府県を対象にした緊急事態宣言が発令されたことで、これは全国的に感染拡大の動きが長期化するのではないかということは、裏を返せばやはり事業者の方も非常に不安だということで、1.5%の部分を、長期に渡って補てんするという安心感を与えることによって、やっぱり経営者の方は先行きの分かるところは見えるのではないかということで制度設計をさせていただいたところでございます。

綾城委員 1 点。今特別枠で 1,000 万円を設けてやっつけようというつもりですけども、これ他市を見ると、たとえば 3,000 万円とかいう枠を設けてやっつけようというところもありますけども、今現在の長門市の枠で問題ないという認識でよろしいですか。

吉村産業戦略課主幹 今、今回のこの部分について、融資の期間の延長でございましたりということも協議する中で、3 月の動きというものを金融機関さん、並びに商工団体と意見交換をしております。新年度の企業を見ますと大きいところと大小けっこう差があるわけですが、現在ご相談を受けているところであれば、1,000 万円の枠の中で、あとそれ以上、かなりやっぱり負債と言いますか、売上の減少が大きい運転資金がかなり高額、多額が必要なところについては国の制度にしっかり乗っていただきながら、しっかり小規模のところについてはうちのほうも無利子・無保証にしておりますので、金融機関との協議の中において 1,000 万円ですら十分だろうという判断でございまして。

林委員 じゃあ 1 点だけ。これはちょっと財政課長にお尋ねいたします。今回緊急経済対策の財源というのが、財政調整基金の取り崩し、3 億 9,652 万 9,000 円ということなんですけども、これからまた 2 段、3 段、今日もいろいろ皆さんからもご要望が出ていますけども、この財政調整基金の今回歳入科目に繰り入れることによって、いわゆる取り崩したことによってですね、現在高というのはどの程度見込まれているかお尋ねします。

高橋財政課長 財政調整基金につきましては、令和元年度の当初予算の際に、3

億 5,000 万円ほど補充とするような予算を編成しております。このたび全額を財政調整基金で充当するというごさいまして、残高としましては、15 億 4,300 万円程度と。財政規模の 10%を確保ということがごさいますので、そのへんもクリアできると考えております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 1 号「令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）」に対し、賛成の立場で意見を申し上げます。議会に提案された補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、3 億 9,652 万 9,000 円を追加計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191 億 5,768 万 9,000 円とするもので、あわせて債務負担行為の追加補正が行われております。補正予算案は財政調整基金を活用して、中小企業経営安定資金融資保証料補助金をはじめ、雇用安定支援事業など新型コロナウイルス感染症に対応した長門市緊急経済対策が盛り込まれております。これらは市内事業所の廃業、倒産の防止、市内雇用を維持するためにも必要な対策であり、自治体の経済政策は制度的にも財政的にも一定の限界はあるとはいえ、この点は大いに評価するものであります。また、補正予算案は、長の専決処分によらず、議会の議決に付されたことは重要であります。4 月 10 日の議員全員協議会では、補正予算案に計上された個々の事業の内容よりも、専決処分の是非が議論になっておりますが、地方自治法第 179 条 1 項には「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という規定があります。専決処分は長の裁量によって決定されるとはいえ、これは自由裁量ではなく、きそく裁量であり、長の認定には客観性がなければならず、そうでない場合は議会の議決権の侵害となるからであります。専決処分については、本日の本会議で承認した長門市税条例等の一部を改正する条例など、国の法改正との関係で専決処分せざるを得ない場合や、大規模災害の発生等により専決処分せざるを得ない場合もあるため、事件の性質上、極めて強い緊急性を要し専決処分をしなければ意義効果が失われるほどの特別な事情があるかどうかという観点から、個別具体的に専決処分の適否を判断しなければならないのであります。自治体首長も、議会の議員も、ともに直接選挙で選ばれます。首長と議会は対等な関係で、首長行政側が予算案や条例案などを提案しても、議会の承認が得られなければ政策として実行はできず、自治体行政は議会のチェックのもとで運営される仕組みとなっております。首長が議会を招集し議案の審査を受ける、これが「二代表制」であります。議会本来の役割は行政のチェック機能であり、議会を構成する各議員は多様な意見を持ち、様々な視点から行政を質し、行政の施策を質的、量的に高

めていくことが求められております。したがって、議案審査の過程で市民の多様な意見を反映するとともに、政策的な争点を明確にし、公開の討議によって、議会制民主主義を強化することこそが、その目的であります。特に今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症に対応した長門市緊急経済対策であり、議会としても、国難ともいべき非常事態に対して、執行部の執行責任と合わせて二元代表制の一翼を担う議会も議決責任を負い、車の両輪として執行部とともに市民への説明責任を果たさなければならないのであります。議会における議論の蓄積は、今後の新型コロナウイルス感染症に対応した長門市緊急経済対策を検証する上でも、さらに新たな経済対策や感染症防止策を徹底するためにも重要であり、臨時会はそのために招集されたものであると認識しております。これらを踏まえて市長に申し上げたいのは、新型コロナウイルス感染症に対する市民の健康や地域経済へのリスク管理は、自治体トップ、リーダーとしての情勢認識や決断力が否応なく試されるものであります。補正予算案が提案されるまでの全体的な印象としては、危機感に乏しく対応が遅いため、結果として、当初想定していた専決処分という判断につながっていたのではないかと、こう思わざるを得ません。今まさに市長が掲げる「市民のいのちと生活を守る」真価が問われる状況となっており、このことは真摯に受け止め、前向きに打開して行ってほしいと願っております。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、安倍総理大臣は11日、政府の対策本部で、夜の繁華街での接客を伴う飲食店の利用を自粛するよう呼びかけております。補正予算案に計上された長門市民助け合い応援券発行事業は議論を通じて市長も使用開始時期の見直し、再検討を表明しております。市長におかれては、改めて国内、県内の感染状況を十分見極めた上で、使用開始時期については細心の注意を払っていただきたいと思っております。同時に、危機的な地域経済の状況に鑑み、市長会等を通じて引き続き国に対策を要請するとともに、市としても可能な限り有効な追加の経済対策を実施するよう求めて意見いたします。

重村委員長 ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

三輪委員 動議を出します。休憩動議を出します。

重村委員長 休憩動議が出されましたが、よろしいですか。

三輪委員 ただいま可決されました、議案第1号「長門市一般会計補正予算（第2号）」に対して、付帯決議案を提出したいので暫時休憩をお願いします。

重村委員長 この際、予算決算常任委員会を休憩します。説明員の方は退席願います。（執行部退席）再開を13時30分からにしたいと思います。

— 休憩 13:22 —

— 再開 13:30 —

重村委員長 それでは休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開します。議案第1号について、三輪委員から附帯決議案が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。三輪委員。

三輪委員 それでは提案理由の説明をします。国は国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあり、かつ全国的、かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態の発生が認められるとし、緊急事態宣言を行った。緊急事態宣言では、特に緊急事態措置を実施すべき区域として、7都府県が指定されたところである。深刻化する新型コロナウイルス感染症により、甚大な影響を受けている観光サービス業をはじめとする市内事業所を直接支援し、市内消費を喚起する長門市市民助け合い応援券発行事業は、必要かつ重要な事業と認識しているところであるが、同時に新型コロナウイルスから市民の生命を守ることは、市に課せられた最大の責務であり、自粛要請と消費の喚起は政策として矛盾してはならない。また、事業所等には常に最新情報を取り入れた啓発を継続し、事業所等から申請や相談等があれば速やかに対応するとともに、廃業、倒産の防止及び雇用維持の観点から、第2、第3の追加経済対策について検討を求めるものである。それでは付帯決議を読み上げます。議案第1号「令和2年度 長門市一般会計補正予算（第2号）」に対する付帯決議。市は以下の事項に十分留意のうえ予算執行に努めること。一つ、国内、県内の感染状況を十分見極め、長門市市民助け合い応援券の使用により発生する人の動きが新型コロナウイルス感染症拡大の源とならないよう、使用開始日について特に留意すること。合わせて、市民並びに事業者に対しては、感染症防止対策について一層の強化を要請するとともに、常に最新情報の発信に努めること。二つ、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の内容については、市内事業所等に対して周知の徹底を図り、執行にあたっては速やかに対応すること。また、廃業や倒産の防止及び雇用維持の観点から、一定以上売上高が減少した企業や、個人事業主に対する補てんなど、直接的な救済制度の創設についても検討を行うこと。以上であります。

重村委員長 三輪委員のほうから趣旨説明をいただきました。これより、提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。附帯決議案に賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、附帯決議案は可決すべきものと決

定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 13:34 —